

令和4年度第6回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和5年3月17日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和5年3月17日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 個人情報保護法改正による規則等の整備について
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

総務部参事 （情報公開担当課長）	齋 藤 好 男
情報公開課副主幹	栗 原 達 也
情報公開課主任計用年職	大 槻 花 子

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者

なし

配 付 資 料

- ・ 第 6 回 逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和 4 年度第 5 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料 1】 逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則
- ・ 【資料 2】 逗子市個人情報保護運営審議会規則
- ・ 【資料 3】 逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領（案）
- ・ 【資料 4】 個人情報保護施行状況調査 調査票
- ・ 【資料 5】 令和 4 年度第 6 回個人情報事務登録簿の変更状況集計表等
- ・ 【資料 6】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一
覧

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 それでは、令和 4 年度第 6 回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立します。

では議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いします。

まず、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様、お手元の資料おそろいでしょうか。不足はありませんか。

では議題に入ります。

議題（１）逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 先日校正依頼をいたしました、令和 4 年度第 5 回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様既に校正を済ませられていると思いますが、修正内容等を御確認ください。

いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、お手元の配付された議事録のとおり承認することによってよろしいですか。

御異議ないようですので、議事録については確定といたします。

では、次に議題 2 ですが、個人情報保護法改正による規則等の整備についてということで、まずは事務局から説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 では議題 2、個人情報保護法改正による規則等の整備について御説明いたします。

本日御説明いたしますのは、先ほど資料でも御説明しましたが、逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則、逗子市個人情報保護運営審議会規則、そして逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領、そして資料 4 の個人情報保護運営審議会へ報告する事項ということで、資料 4 のところまで説明しますが、この最後の資料 4 については最後、別にちょっと説明したいと思いま

すので、ここでは資料3のところまで事前に説明したいと思います。

では、まず資料1を御覧ください。

資料1、逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則についてでございます。

前回の審議会におきまして、新たに制定しました条例について御説明させていただきました。こちらの条例第15条に基づきまして、その条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項については、実施機関が定めるとあります。これを根拠にしまして、本条例施行規則を定めております。

この施行規則では、条文の多くが開示請求書や個人情報ファイル簿等の様式を定めております。ですが、まずはこの様式以外の部分について御説明したいと思います。

まず、第1条では趣旨を規定しております。

第2条では用語の定義を定めております。

第3条は、個人情報の保護に関する法律施行令第16条第2号に記載されております地方公共団体の行政文書から除かれるものにより、開示請求の対象外となるものとして本市の情報公開課の前の部分に資料が置いてありますが、そこを市政情報広場と言っております。こちらを図書館と同様に行政文書から除くという対応を現行の条例でもしておりますので、同様にこちらを法律の行政文書から除くものとして規則で定めております。

次に、第5条では、条例にて定めた個人情報事務登録簿の作成対象から除かれる公文書を定めております。除いた理由は、市の職員の個人情報が取り扱われているものになります。従来の規則でも同様に対象外としております。

次に、第8条では、本人の委任による代理人、任意代理人ですね、そちらが今までの条例にはなかった代理請求になりますが、この任意代理人から開示請求をされた場合には、必要に応じまして本人に対して当該開示請求の意思を確認する書類を送付するなど、開示請求を委任した事実について確認を行うことを規定しております。

次に、第14条になります。法第87条第1項の規定によりまして、電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法について定めておくという規定がございます。これに基づきまして、電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法をここで定めております。

電磁的記録については、視聴または当該複製したものを交付するという方法をとることになっております。例えばビデオテープとか防犯カメラとかですかね、こういったものは視聴をする。カメラの映像を例えば持ち帰りたいのであれば、それを複製などをして持ち帰るという対応で開示するという方法になっております。

次に、第15条になります。開示の実施に係る事項としまして、開示の時間や方法を規定しております。

次に、第16条になります。16条では、費用の納付について規定をしております。複製物に対する費用、光ディスクに係る費用及び納付方法については従来と変更はございません。

第27条になります。こちらは出資団体等における個人情報の保護としまして、従来条例で規定していたものであります。出資団体等については、法第四章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用されることになります。法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項については、独自の規定を置くことは許容されないことから、条例では規定できなくなりました。しかし、この規則で規定いたしました。

この審議会の答申でも、何かできることがあるのではないかとということで、法が許容する範囲で、出資団体等は個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないということを規則のほうで規定しております。

最後に第28条ですが、運用状況の公表についてを規定しております。

続きまして、様式について説明いたします。

様式は、様式そのもので説明したいと思います。全体ではないですが、特に使われるものを説明したいと思います。

まず第1号様式になります。こちらが個人情報ファイル簿になります。次が第2号様式、個人情報事務登録簿になります。第3号様式が開示請求書、第4号様式が開示決定通知書、第5号様式が開示をしない旨の決定通知書で、第6号様式が開示決定等期限延長通知書になります。

こちらは基本的に国が示す様式をひな型としまして、極力変更しないで、他の自治体でも同様のものが使われると思いますので、同様のものを極力変更しないで使用しております。

まず、戻りますが、第1号様式については、法が規定します新しく作成する個人情報ファイル簿、これについての様式になります。

第2号様式、個人情報事務登録簿になります。こちらは旧規則の様式を生かしまして、法の規定に従いまして若干の修正を加えております。例えば収集の目的と今までありましたが、それは法律によりまして利用の目的という法の名称がございますので、利用の目的に変更しております。

また、その下に他部署の個人情報を利用する所管については、利用する他部署の情報という欄を加えております。こちらの欄については、利用提供元の所管課の名称を記入するように変更しています。

例えば、社会福祉課が戸籍住民課の住民記録の情報を使うのであれば、社会福祉課がその欄に戸籍住民課の住民記録の情報を使いますよということを分かるように、そこに記入するようになります。下段にあります記録の内容については、従来と変更はございません。

第3号様式、開示請求書ですね。開示請求書については、法の様式に基づいて作っております。現状の記載と比べますと、下段のほうの本人確認欄が若干細かくなっているような様式です。

次、第4号様式にいきます。決定通知書になります。こちらは第4号様式と第5号様式が決定通知書になっております。開示の決定については、開示決定通知書と開示をしない旨の決定通知書の2種類になっております。全部開示及び一部開示の場合は、開示決定通知書により通知いたします。開示の拒否や不存在、存否応答拒否の場合は開示をしない旨の決定通知書により通知することになります。第6号様式、開示決定の期限延長についてはこちらの様式を使って、延長する場合に通知をするということになります。

資料の1についての説明は、以上となります。

続けて、資料2を御覧ください。

資料2、逗子市個人情報保護運営審議会規則になります。

こちらは本審議会の規則になっております。新条例の第13条第7項では、条例で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとされていますので、これに基づきましてこちらの規則を定めております。

新条例に規定されている内容は、趣旨、会長・副会長、会議、意見聴取等、庶務、公印、委任と、今までと記載内容、規定内容は同様になっております。ただし、法の規定に基づきまして、新条例で設置した審議会に替わりますので、施行日のほうが今年の4月1日にそろえる必要がございますので、新しく制定するという内容になっております。内容については変更ございません。

続きまして、資料3を御覧ください。

資料3、逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領（案）についてです。

こちらは本審議会の公開等に関する要領になっております。先ほどの審議会規則第7条では、規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めるとされております。ですので、この要領については、後ほど会長よりお諮りいただきたいと思います。

新しい要領の記載内容については、今までとこれも同様です。趣旨、審議会の公開、傍聴者の一時退場、傍聴者への資料の配布、委任の項目になっておりまして、変更はございません。案となっておりますので、後ほど会長のほうから諮っていただきまして、決定しましたらそれが確定ということになります。

前半の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

では、ここまでのところについて、委員の皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○森田副会長 ちょっと確認なんですが、審議会規則が新しく施行されるということなんですが、我々の任期については従来のとおりという形になっていましたでしょうかね。

○齋藤総務部参事 そうです、それは条例の経過措置のほうで、今までの任期を引き継ぐということを規定しております。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○海原委員 資料1の第27条、今頃こんなことを聞くなというふうに怒られそうなんですけど、市が出資を行う、その他財政上の援助を行う団体、この団体というのは法人格は持たなくても何でも、とにかく2人以上集まったら団体と

いうふうに判断をされているのでしょうか。

○齋藤総務部参事　そうですね、一般的に法人という名称を使っているんですが、当市の場合は出資団体という言葉を使っていまして、法人格がなくても市が何らかの援助をしているというものについては、団体という扱いでこの規定に入ってくる、出資団体という形になっております。

○海原委員　援助ということは、委託とか受託とかそういうことじゃなくて、あくまでも援助ということですか。その団体が運営していく中において。

○齋藤総務部参事　そうですね、資本金を出資しているとか、あとは補助金を出しているとか何らかのお金を交付しているとか、そういった団体になります。

○海原委員　第27条第2項ですけど、個人情報の適正な取扱いが確保されるような必要な施策を講じるもの、具体的にはどんな施策を講じるのでしょうか。

○齋藤総務部参事　出資団体のほうは、やはり今までもいろんな規定等を整備したりとか法に基づくものを整備したりとか、そういった必要性がありますので、そういったことは必要であるというようなことになります。あと、個人情報についても法の第四章ですね、自治体とは違う法の適用になりますが、例えば開示請求があった場合に適切な対応をするとか、個人情報の保護を適切に管理するとか、そういったことはきちりやっていかなければいけないので、その辺をしっかりとやりなさいよということですね。

○森田副会長　今のことですけれども、これまでは出資団体については、何かこういうことをやってくださいよみたいなことの定めというのはあったんでしたっけ。

○齋藤総務部参事　そうですね、ありますね。

○森田副会長　それを今後も使うということですか。

○齋藤総務部参事　今後もそうですね、同様のものになってきますが、今までのものについては条例に基づいておりましたので、条例に基づき指導等ができたのですが、今後は法令に基づきますので、法に基づいた適切な対応をしてくださいと、若干その程度のものにはなってきます。

○森田副会長　そうか、個人情報保護法の民間事業者の部分が適用されるので。

○齋藤総務部参事　そうですね。

○森田副会長　要するに、それをちゃんとやってくださいみたいな中身ですか。

○齋藤総務部参事　そうですね。

○安達会長　よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○森田副会長　じゃ、すいません、資料3の審議会の公開等に関する要領（案）で、公開の例外として特定の個人が識別され、また識別されるような内容の場合ということになるんですが、個人名であっても公知になっていたりとか、いわゆる公開しても差し支えないような場合というものもあるかとは思うので、文字通りやるとちょっときつ過ぎる、つまり非公開にしないといけない範囲が広くなり過ぎるわけですけども、非公開とすることができるという規定なので、そこは柔軟に対応していくという前提なんではないかな。

○齋藤総務部参事　そうですね、審議会の意見を聞いて非公開にすることができるとなっていますので、一律に非公開ということではなくて、その都度その都度判断していくという状況になってくると思います。

○森田副会長　そういうことでしたらいいですけど、これあまりぎちぎちにこのとおりやっちゃうと、非常に何か、非公開にしないといけない場合が多くなっちゃう気がするんで、今の趣旨で運用するという前提でよろしいかと思います。

○安達会長　今の箇所なんですけれども、従来作られている要領と内容は同じですよ。

○齋藤総務部参事　同じです、はい。

○安達会長　それを前提としてということですけども、これまでこの審議会では会議を非公開にした例を思い出してみると、ほとんどは警察関係といいますか、捜査関係事項照会書に関わるものですよね。それを非公開としたわけですが、その場合の非公開の理由というのはこれでしたっけ。今さら伺うのも何ですけどね。個人情報扱うということを経由としたわけではなくて、むしろ捜査事項ということで、公共安全、犯罪捜査に関わるということから、公開することは適切といえないという、そういう理由だったように思うんですけども。

　そうだとすると、ここで個人情報関連ということを経由した非公開とする定めは、ちょっと逆に狭いんじゃないかという気もするんですよね。むしろ、逗子市の情報公開条例で定めている非公開情報に該当するおそれがある場合ということなんじゃないかなと思うんですけどね。

　そうだとすると、先ほどの森田委員が触れた、個人情報であって公開できる

場合があるという話とつながってくるんですよね。そういう点ではちょっと、個人情報だけを非公開理由に限定し過ぎてしまうとやや適切さを欠ける場合があるんじゃないかなとちょっと懸念するんですけども、いかがでしょうか。

捜査関係事項照会書の場合には、個人名は黒塗りにしていましたよね。個人が特定できるということではなかったわけですし、むしろそういう対象になっている当該者に、こういう捜査が行われているという情報が知られてしまう可能性があるということなので、それは非公開とする必要があるということだったんじゃないかなと思うんですけども、皆様いかがでしょうか。

○森田副会長 恐らくそういうことではなかったかと思いますので。

○安達会長 ちょっと私もうっかりしましたけども、従来からある要領だということ、従来から多少問題があったということだとすると、ちょっとここは内容を改めたほうがいいのかという気がします。

○齋藤総務部参事 今までの審議会のときに、理由としましては今おっしゃられたとおり情報公開条例第20条の規定とこの個人情報運営審議会の公開等に関する要領、両方を鑑みて非公開にしているというところがございます。この要領については、恐らく個人情報を実際に審議する場合には、こういう取扱いをするのかなという規定にしていると思われます。

実際、捜査関係事項照会については、個人情報を黒塗りした状態で提出しておりますので、本来個人情報がないという考えもそこにはあるのかもしれないので、実際適用については、今おっしゃられたとおり調査関係事項照会が個人情報ではなく、情報公開条例のほうで会議を非公開にした扱いになっているのかもしれないというところですね。その辺をどう考えるか。

○安達会長 そういう理解ですと、その場合はこの要領を適用するのではなくて、情報公開条例のほうを適用するという、そういう理由になるんでしょうかね。

○齋藤総務部参事 そうかもしれない、個人情報は実際にその中で話し合わなければいけない、例えば審議会ではなくて審査会ですと、実際に個人情報を見て、それから開示するか開示しないかというのを審査しますが、そういった場合については明らかに非公開にしなければならないという適用になってくると思うんですが、この審議会の中で、実際に個人情報を扱うケースがあった場合にはこの要領を適用するという話になってくるのではないかなと思われます。

○安達会長　そういう意味では従来の扱いも、必ずしもこの要領との関係で不適合というわけではないという説明はつきますね。

○齋藤総務部参事　ただ、修正を加えるというのであれば修正を加えたほうが良いのか、このままでいいのかというのは、諮っていただいて、どちらかということにはなるかと思います。

○安達会長　情報公開条例の第20条でしたっけ、条文があるの。

○齋藤総務部参事　情報公開条例の第20条に会議の公開というのがありまして、要はこれは一般的な会議全体に適用される内容になってくると思います。ですので、個人情報云々というよりは、今おっしゃられたとおり会議の運営とかですね。

○安達会長　第20条の第1項の第2号に非公開情報に該当する事項を審議する場合というのがありますね、これですね。

○齋藤総務部参事　はい。

○安達会長　これに当たるという理由で非公開にするということにはなりますから。そうすると、厳密に言えば捜査関係事項照会書の場合には、この情報公開条例第20条第1項第2号を適用ということになるんでしょうかね。要領の問題ではないですね。その点がはっきりしていれば、従来どおりの要領でもあえて変えなくていいかなという気はします。いかがでしょうか。

特に御異論がなければ、そういう形で適用関係については整理するということにします。

ほかに何か。

○海原委員　この要領なんですけど、これもやっぱり今頃言うなということで、些末なことなんですけど、公開するに当たって個人情報を非公開にするかということなんですけど、それについて各委員が質問をしていく中で、所管がお答えする中で、本質的なところまで行く前にかなり結構デリケートな質問をしたりしているんですね。今これ言うんだというのは、傍聴者は基本的に会議の、内規でもいいと思うんですけどね、録音・録画はしないことというのを内規でつけておいたほうがいいかなという気がします。

○安達会長　公開した場合の話ですか。

○海原委員　公開した場合。

- 安達会長 公開した場合でも、いろいろな問題があり得るという。
- 海原委員 結構公開した話の中でも、デリケートな話は皆さんされているんで。
- 安達会長 実際に傍聴者がおられる中で、多少踏み込んだ発言、質問等があり得るということでしょうか。そういうケースって今までありましたかね。
- 海原委員 関係しそうな人に関しては、結構デリケートな話も踏み込まれているとは思いますが。今具体的には思い出せないんですが。だから内規にしまして、傍聴者にこれを読んでくださいという、録音・録画しないとか傍聴の態度とか、そういうのを1枚紙を渡すとか、そんな感じでもいいかなという気はしますが。
- 安達会長 配布する資料に関しては、そういう配慮をこの要領の第4項でしていますので、場合によっては配布しない、あるいは配布する場合でも一部黒塗りにする、そういうことはできますけども。口頭で発言した内容に関してはそれはできないということですかね。録音等については何も規定がないようですが、これは今まで従来からなかったわけですかね。
- 齋藤総務部参事 会議の運用になってきますので、会長権限になってくるのかなと思われるんですね。ですので、例えば会長用シナリオのほうにそういった文言を加えて、会長から発言をしていただくような対応に変えさせていただければなど。
- 安達会長 傍聴者向けの何か注意事項を記載した文書はあるんですけど。
- 栗原情報公開課副主幹 ないです、特に。
- 齋藤総務部参事 まだ今はないです。
- 安達会長 ないんですけど。本来は、そういう傍聴者に対して注意事項を記載した文書を作成する。その中で、録音等については御遠慮願いたいといったことを書くことは考えられますよね。しかし、現代ですとかなり録音機器が発達してきて、分からないように録音されてしまえば止められないということにもなるんですけども。いかがでしょうか、その点は。
- 実際に堂々と録音するというケースが、最近はあるまいかなという気はしますが。隠して録音しようと思ったらできるような、そういう機器は出ていますので、なかなか難しいところですよ。書いてあったとしても、結局訓示規定になってしまうということになりがちですよ。

逆に、傍聴者がおられた場合には、各委員の皆さんに発言を注意していただくという、注意喚起するというほうが安全ではありますけどね。その場合に、もし何かあったら会長がその点、委員の皆様に御注意申し上げるということです。いかがでしょうか。ちょっと今の時代に録音禁止といっても、なかなか実効性がないかなということですが。

○海原委員 実効性というか啓蒙というんですかね、アテンション、注意事項、注意として喚起しといたらということです。会長おっしゃるとおり全然全く、録音しようと思ったら簡単にやれることだから。簡単ですから。

○安達会長 そうすると、もし傍聴者向けのマニュアルを作る場合に、そこに1項目入れておくという程度でしょうかね。

○齋藤総務部参事 何か、じゃ、配布するようなものを作っておくと。個人情報、そのほかのこともあるかもしれませんので、そういったものを用意したいと思います。

○森田副会長 ちょっとそうですね、必要ないとも言い切れないんだけど、すぐに要領に書きちゃうのは嫌ですね。何か随分制限的なイメージを与えるんで。

○海原委員 内規的にしときゃいいかなと。

○森田副会長 いや、まあそうですね。実際は、要領自体会長の権限で変えられるといえれば変えられる話なんで、必要があれば変えるとして、ちょっと取りあえずは運用上注意、今のような形で、気をつけてもらう的なことかなと思います。

○安達会長 この要領も会長が勝手に変えられないんで、審議会の皆様にお諮りすることになります。

○森田副会長 要するにここで決めればいいということではあります。

○安達会長 じゃ、当面そのようにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見等ありましたらお願いします。
よろしいですか。

それでは、資料1と資料2は、既にこれは制定、公布済みですので、報告事項ということですが、資料3については、まさにこの場でお諮りするという内容になります。もし資料3について、そのほか御質問、御意見等がないようでしたらお諮りしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

では、この逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領（案）について、これでよろしいでしょうか。

○海原委員 言葉の問題なんですけど、3番目なんですけど、アですね、審議会の案件を審議するために特定の個人が識別され、または識別され得る情報を扱う必要が生じたとき、必要というか可能性が生じたときぐらいでいいんじゃないでしょうかね。分からないから。

○安達会長 これはその時点でその場で判断をすることですが、可能性というのはちょっと、範囲が少し曖昧にならないかなという気がしますが、そこもやはり運用で、そうしたほうが。

○海原委員 曖昧についてはそこのほうがいいかなという気がしました。

○安達会長 いずれにしても、この審議会にお諮りして判断する内容ですね。その都度お考えいただくということでよろしいでしょうか。

○海原委員 はい、いいです。

○安達会長 それでは、この要領のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
では、この要領（案）で決定をしたいと思います。

○栗原情報公開課副主幹 ありがとうございます。

○安達会長 それでは、引き続いて資料4以下について、事務局から御説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 引き続き説明いたします。

ここからは、この審議会へ報告する事項について説明したいと思います。

資料の4、個人情報保護法施行状況調査 調査票を御覧ください。

こちら保有個人情報の目的外利用・提供事案など、これまで審議会の諮問事項については、法改正に係る審議会の答申がございましたが、その中で必要に応じて審議会に対して報告することという意見がございました。ですので、本審議会に報告する事項について、この国からの様式がありますので、このような形で報告したいなという説明になります。

次のページを御覧ください。

法第69条に基づく目的外利用・提供についての規定となっております。国の機関である個人情報保護委員会へ法の施行状況について報告する必要があると思いますので、この内容で報告いたします。

報告事項としましては、法第69条に基づく個人情報の利用目的以外の目的のために利用・提供する件数を、法69条第1項に基づく場合、第2項に基づく場合と別に報告することになっております。

法第69条第1項というのは、法に基づく提供になります。法に基づく提供の場合には、利用・提供の根拠となる法令名及び該当情報、利用・提供した記録項目の範囲、非公開とする理由などになります。

法第69条第2項に基づく場合というのは、法に基づかない提供になります。法に基づかない場合には、相当の理由または特別な理由がなければ、例えば県に対して個人情報を提供するということができないことになります。その相当の理由、特別の理由というものを考えて提供する必要がございます。その場合に、提供する場合には根拠規定、第69条第2項各号の別、利用・提供の理由、利用・提供した記録項目の範囲、非公表とする理由、これらは国のほうに報告することになっております。

これらのほかに、開示請求の件数とか決定等の内訳、そういったことも国のほうに報告することになりますので、それについてもこの審議会に報告することといたします。また、簡易開示、今まで口頭請求と言っていたものですが、職員採用試験の結果の開示についても引き続き報告していきたいと思っております。

最後のページのところを御覧ください。最後の紙ですね。

最後に、1枚ついております様式が、法施行後の4月以降、目的外の利用・提供された事案が発生した場合、例えば捜査関係事項照会がどこかの所管に来た場合に、各所管から情報公開課へそれがあった旨を報告していただきまして、情報提供していただきまして、この様式を使いまして、各所管のほうでその理由等を考えて起案に付けて情報公開課へ報告して、その取りまとめをするようなことを考えております。

これが第69-1法令（義務づけ規定ではないもの）について目的外提供する場合の様式になります。裏面がその記入例を記載しております。これまで審議会の別添の資料で付けていた資料がございますが、それと同様なものを記載するように考えております。

記入項目は、照会日、紹介元、根拠法令、対象となる個人情報、要は提供が

求められている個人情報、提供する個人情報とその理由、提供しない個人情報とその理由です、判断根拠等を記載することとしております。

所管が目的外利用・提供の決定の際に、これを起案文の添付資料として、課長なりの決裁を経て目的外提供をするという流れを考えております。記入例については刑事訴訟法第197条第2項、一番多い事項について参考に例示にしております。

後半の説明については以上になります。

○安達会長 ありがとうございます。

では、これについて何か御質問、御意見等ございますか。

資料4のホチキス止めのものは、これは個人情報保護委員会に提出をすると思っていればいいですね。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 それをこの審議会に事後報告をしていただくと、そういう内容になります。

○島田委員 これは年度に1回報告する。

○齋藤総務部参事 そうですね、年度が終わったら個人情報保護委員会に報告することになりますので、令和5年度分を令和6年、まだ大分先の話になるんですが、令和6年に報告するという内容になっていると思います。

○安達会長 時期的には何月頃って、まだ決まっていないんですか。

○齋藤総務部参事 まだそこまでは決まっていないと思います。各自治体、全自治体がありますので、全自治体が4月から3月までのこういった目的外提供を何件したかとか、ファイル等は何件あったかとか、開示が何件あったかとか、そういったことを全部調査をして国のほうに報告いたしますので、ちょっと時間はかかるのかなとは思っています。6月とか7月ぐらいになるのではと。

それと同じような内容を、当審議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。それと併せまして、先ほどお示ししました様式で、個々の案件ですね、それについても御報告をしたいと。

○安達会長 これは具体的には件数、どういう項目でどのくらい件数があったかという、そういう資料ということですよ。

○齋藤総務部参事 そうですね。ただ、7ページまで飛んでいただきたいんです

が、ページの頭が、施行状況調査で4法69条に基づく個人情報ファイルの記録情報で2段書きの、ちょっと字が小さいんですけど、隅付き【4】から始まる所ですね。

○安達会長 これで件名ごとに。

○齋藤総務部参事 そうです、案件ごとにどの個人情報ファイルを提供したのかということとか、どの法律に基づいて提供があったのかということですね。この利用・提供先というのが、本当にこれを報告するのかどうかはまだこの様式が案の状態ですので、これを提供先を出してしまうと個人情報が出てしまう可能性もありますので、どこまで提供するかはちょっとまだ未確定の段階だと思います。

○森田副会長 今御説明のところでさっき説明していただいたこの最後の紙の裏表の69、ここが2項1号ですよ、この一番最後のやつの個別の報告との関係なんです、この【4】のところは一覧表で出すわけですが、その中の69条2項に基づく場合の、1号についてはさらにもっと細かいものを出すということなんですか。それともほかの号に当たるものについても、こういう個別の報告を出すんですか。

○齋藤総務部参事 一番後ろのものです、そうですね、それは今は例示として第1項のものをお示ししておりますが、第2項の第1号、第2号、第3号、第4号のものについても同様のものを作成しております。

○森田副会長 個別に出すのか。

○齋藤総務部参事 個別に作っています。第1号は本人同意なのでちょっとないかもしれませんが、第2号、例えば第3号が他の自治体へ提供する場合ですので、市から例えば県に提供する場合は、恐らく条例に基づいて県が情報提供を求めていますので、それについて相当の理由がある場合に市から県に提供するという場合に、第3号を適用して情報提供いたします。

例えば第4号であれば、どこかの病院とかがその病気の統計情報などを知りたいというときに、市から病歴とかそういった情報を提供してほしいというときに、第4号が適用されますので、どういう判断をするかを。

○森田副会長 それぞれについて一番最後のペーパーがあるから、個別表を作ると。

○齋藤総務部参事 はい、個別情報を。結局所管がどういう判断をして、どういう個人情報を提供したかというのを後々分かるように残しておいたほうがいいだろうということで、そのシートを作るようにしたいということです。

○森田副会長 国というか、個人情報保護委員会としても知っておいたほうがいい情報ではあるんでしょうが。

○齋藤総務部参事 一番最後のシートは庁内のみで使うシートで。

○森田副会長 そうなんですか。

○齋藤総務部参事 ええ、申し訳ないです。

○森田副会長 そういう意味なんですか。

○齋藤総務部参事 今回この、要は。

○森田副会長 そうか、資料4のうちの一番最後のものだけは、ちょっと性格が違うわけでしょう。

○齋藤総務部参事 性格が違うものです。最初説明が、一番最後のものを除いたものが、国が報告を求めている内容ですので、それが今まで審議会で報告していた防犯カメラの提供の件数とか刑事訴訟法による提供の件数を審議会で報告していましたので、それと同様のことが国からの個人情報保護委員会の様式で同じことができますので、これと同じような内容で報告をまずしますというのが一つです。

今まで捜査関係事項照会については諮問をしていましたので、今度諮問ができなくなりますので、その諮問をしていた代わりに報告をしますので、今回は最後のシートを使いまして、この審議会のほうに個別の案件についてどういった情報提供をしたのかというのを報告をするという、市独自の施策になっております。

○安達会長 この部分というのは、先ほどの国のほうに報告する7ページの4から始まる、(2)の法第69条第2項に基づく場合と基本的には同じ内容なんですかね、違うんですか。

○齋藤総務部参事 はい。ただ、若干法の適用が違ってきますので。

○安達会長 2項に基づく場合というのは、この1枚もののと同じものになると、重複するものになるという。

○齋藤総務部参事 出だしが多分変わってきますので、そこが例の。

○安達会長 出だしが違う。

○栗原情報公開課副主幹 下の例が法第69条の第1項用の用紙になりますので、それを法第69条第2項の用紙と、表の内容とはダブる形にはなりません。

○齋藤総務部参事 タイトルがちょっと分かりにくいんですが、69-1となっていて、これが法第69条第1項の報告様式という意味になっておりまして。

○森田副会長 これ第1項なんですか。

○安達会長 これは第1項ですか。

○齋藤総務部参事 そうですね。第2項の場合は、この様式を69-2というものを作りまして、第2項に基づいて確認した内容をこの下に書いていくような様式を作ります。

○森田副会長 ただ記入例を見ると、これ義務づけ規定ではないものの例として挙がっているわけですね。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○森田副会長 刑事訴訟法の照会なので。例示する場合に第1項なのかな。

○齋藤総務部参事 法律が要は条例と変わりまして、法に基づく提供というのが義務づけのものと義務づけではないものを含めまして、法に基づく提供という規定に変わりまして、捜査関係事項照会は第69条第1項の規定が適用されるように変わるんですね。第69条第1項なんですが、法に基づく。

○森田副会長 第69条第1項の法令の中で義務づけ規定ではないものの例であると。

○齋藤総務部参事 そうです。

○森田副会長 義務づけ規定の場合は、それはそれで別にあるということなんですかね。義務づけ規定の場合はあんまり細かく必要ないのかもしれないですね。

○齋藤総務部参事 義務づけ規定は多分提供しないと罰せられる規定になっていますので、提供せざるを得ないと思います。

○森田副会長 だから、恐らく単純に根拠を明らかにすれば済むのかなと思いますけどね。

○齋藤総務部参事 第69条第1項で、義務づけ規定ではない捜査関係事項照会等がまさしくそうなんですが、その場合は市が判断して提供するかどうか、提

供する必要があるかどうか。あと提供する場合はどこまでの情報を提供するかという、今まで審議会でまさしくやっていた内容を、各所管が判断しなければいけませんので、それをこの様式に基づいて判断して、提供する情報と提供しない情報を分けて、それを記録に残して、後々問題があった場合でもこういう判断をしたということが分かるような記録を残して、問題がないような取扱いをするということを考えています。

○**安達会長** そうすると、7ページのほうは4という見出しの(1)の法第69条第1項に基づく場合という、この中には義務づけられるものと義務づけられていないものと両方入っていると。

○**齋藤総務部参事** まさしくそうです。両方入っています。

○**安達会長** そのうちの義務づけられていないものについては、こういう1枚ものの別添のようなものを改めて別途作成すると。それを庁内限りというふうにするという、そういうことですね。分かりました。

○**海原委員** 庁内限りだけど、情報公開課のほうにはこの用紙は回ってくるんですよね、最終的に。

○**齋藤総務部参事** そうですね、いただくようになります。

○**海原委員** コメントはつけなくて単にファイルするだけで。

○**齋藤総務部参事** 当初はやはり個人情報の取扱いが条例から法律に変わりますので、やはり今まで審議会で考えていた内容をアドバイスするようなことは考えております。もう何でもかんでも個人情報を提供していいものではないんだよということが、まずは理解していただく必要がありますので。基本的に個人情報の取扱いは今までと同じ考えではおりますので。

○**海原委員** ということは、最後は情報公開課が閲覧したというチェック欄か何か付けておけばいいんじゃないですかね。

○**齋藤総務部参事** これは決裁の流れの中で対応がとれますので、そこは大丈夫だと思います。

○**海原委員** はい、分かりました。

○**島田委員** さっと見た限りで、僕も全部読み切れていないんですけど、施行状況調査で保有個人情報等の安全管理措置等のチェックリストが最後に整理されて、それ以外の前のところを見ると、個人情報の漏えい等事案に対する損害賠

償とかいうようなものがあるんだけど、実際に個人情報の漏えいがあったとか、あるいはインシデント、情報システムへのマルウェアの侵入、そういういろんな個人情報の漏えい事案の件数というのはないんですかね。そういう報告をする必要は別にないのでしょうか。

○森田副会長 ただ、漏えいについてはむしろ個人情報保護法上、個人情報保護委員会に直接報告をしないといけないようになっているんじゃないですかね。

○島田委員 漏えいについて。

○森田副会長 漏えいの、一定のレベルを超えた漏えいについては、直接委員会にその都度、直接報告しないといけないことになっているんで、多分それで対応するという前提じゃないですか。

○島田委員 年度報告とは別に。

○齋藤総務部参事 個別の報告は必ず必要になりますので。そうですね。

○島田委員 年度報告には入っていないと。さっと見た限りではないね。

○齋藤総務部参事 ないですね。

○島田委員 それだったらそれで結構です。

○安達会長 よろしいですか。ほかに何かありますか。

私のほうから1点伺いたいんですけれども、このいずれも事後報告ですよ。こういうふうにやりましたという事後報告。

○齋藤総務部参事 運用上そうですね、事後報告になりますね。

○安達会長 国に対しての報告内容については、こういう様式があるということでもいいのでしょうかけれども、1枚もののほうの、国には提出せずに審議会限りで報告していただくという場合に、目的外利用・提供等についていつ提供したのかという、利用・提供した日時というのが記載されなくていいのかなという気がするんですけどね。

1年間まとめて、いつか分からないけどこれをしましたということになるのか、具体的に何年何月何日にこれを提供しましたというところまで報告していただくということを考えると、今までは事前に審議していましたので、それはなかったわけですがけれども、事後報告の場合にはいつという情報もあったほうがいいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森田副会長 それは私も同意見です。照会日しか書かない形になっているので。

○安達会長 利用・提供日という項目もちょっと欲しい気がします。

○齋藤総務部参事 所管のほうの決裁の中には、いつ提供するか多分入ってくるんですが、この作った様式の中にないので、多分この審議会への報告がされない可能性があるということなので、ちょっとこの様式を修正して、必要な項目ですね。これは現状まだ案の状態ですので、運用しながらいろいろ内容も変えていくことを考えておりますので、今おっしゃられたいつ提供したかというのも、ちょっと入れるような形に修正したいと思います。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、本件については以上といたしまして、引き続きの御報告について、事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 その他としまして、報告3件と、日程調整がございます。個人情報事務登録簿と特定個人情報保護評価書と防犯カメラについて御報告がございますので、栗原副主幹から報告いたします。

○栗原情報公開課副主幹 よろしく願いいたします。

まず、防犯カメラの設置につきまして御報告をさせていただきます。

こちら資料はないんですけれども、公共施設に設置しております防犯カメラにつきまして、新たに設置した施設が2か所ございますので報告をさせていただきます。

1か所目が逗子市立の小・中学校、小学校5校、中学校3校です。2か所目が逗子市立の保育園2園になります。小・中学校につきましては、令和4年の9月から実は設置しております、保育園につきましては4年の4月1日から設置をしておりました。どちらの施設も設置の報告が遅くなり、大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

続きまして、資料5、個人情報事務登録簿の報告案件一覧に移らせていただきます。

資料5を御覧ください。

個人情報事務登録簿につきまして、今回新規での登録が3件ございますので、報告をさせていただきます。

3件とも、先ほど報告いたしました防犯カメラについての登録簿になっております。

登録簿の内容になりますけれども、よろしいでしょうか。防犯カメラの映像データということになっておりますので、記載の内容については同じようになっています。

登録簿につきましては以上になります。

続きまして、特定個人情報保護評価について報告をいたします。

資料6を御覧ください。

今回新たに評価を実施した評価書がありますので、御報告いたします。対象の評価書につきましては、評価書番号25番、一番下になります。「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）及び令和4年度逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給に関する事務」、こちらになります。こちらは担当所管、社会福祉課になります。

これは個人番号を利用して当該事務を新たに実施しましたので、評価書を作成し、個人情報保護委員会のほうにも報告、公表につきましては令和5年2月8日にさせていただいております。

評価書につきましては以上です。

○安達会長 ありがとうございます。

以上2件について、質問等ございますか。

○海原委員 ちょっとすいません、話がちょっとずれちゃうんですけど、前お話あったかもしれないんですけど、逗子海水浴場の防犯カメラというのがテストトライアルであったと思うんですが、今年度はどうなるんでしょう。

また位置づけなんですけれども、女性なんかは撮られるのが嫌だという感覚があるし、一方公の面で見れば確かに防犯にはなりますけれども、その辺はどういうふうにお進めになっているんでしょうか。ちょっと今のお話とずれて申し訳ないんですけど。

○齋藤総務部参事 昨日まで議会が開かれていましたが、令和5年度の当初予算の中に海水浴場の昨年実証実験でやった防犯カメラですかね、あれを令和5年度も継続するような予算が出ておりますので、同様に実施すると思われます。

○海原委員 運用もありということですか。

○齋藤総務部参事　そうです、あると思います。

○安達会長　まだトライアル段階なんですか。

○齋藤総務部参事　去年はトライアルでやったんですが、今回は予算を計上しておりますので、委託契約に基づき実施するものと思われます。

○安達会長　今後も継続的に毎夏やるという。

○齋藤総務部参事　毎夏かどうかは分かりませんが、令和5年度の、年度単位になってきますので。今年の夏の海水浴場には同じものが設置されるという予算を提出しているというのが、昨日の議会で承認されましたので。

○安達会長　よろしいですか。

○島田委員　個人情報登録簿のほうの防犯カメラに関してですけど、保存期間の
ところありますよね。これで常用というのはどういう意味ですかね。保存期間に
常用というのは。

○齋藤総務部参事　常用は昔ですね。廃棄しない文書になってきますね、文書管
理規定上、常用。要は永年保存という位置づけの。

○島田委員　そうですか。あと、2週間になっていますよね。学校関係は2週間
が大体どちらでも多いんですけど、世の中の実態としては1か月ぐらいが多く
なっているんですよ、保存期間が。しかし学校関係が2週間で、これは個人情
報保護の面が強調され過ぎて2週間になったんじゃないかと。これでは実際防
犯上、短か過ぎるんじゃないかと僕は常々思っているんですけど、その辺はや
っぱり逗子市でも大体防犯カメラは2週間保管ですか。

○栗原情報公開課副主幹　そうですね。

○島田委員　学校以外でもそうですか。

○齋藤総務部参事　最初に防犯カメラを設置するときに、要綱をつくりなさいと
いうことで審議会のほうであったと思いますが、その審議会の中、要綱をつく
るときに、要綱の規定上、保管期間を定めると規定されておりますので、各所
管はそれに基づいた要領をまた作りますので、要綱に基づいてほぼ2週間とい
う規定を設けているものになっております。

もしこれで防犯上短いという、ちょっと所管のほうには伝えて、これで大丈
夫でしょうかということで伝えてはみます。

○島田委員　警察のほうからは要求はないですかね、2週間という保管に対して

は。短か過ぎでは。

○齋藤総務部参事 今のところないです。

○島田委員 そうですか。

○安達会長 そもそも様式上の保存期間について、30年から常用まであって、その後に2週間という欄がありますけど、これは前からこういう欄があったんですって。

○齋藤総務部参事 もともとの様式上は、常用までが基本的な様式に入っていて、多分防犯カメラのところで2週間という項目を追加して、そこに×を付けている形になっています。特殊な保存期間。

○安達会長 防犯カメラを導入した時期から、その欄が新設されているということですか。

○齋藤総務部参事 もともと空白になっていますので、この30年、15年、7年、5年、3年、1年、常用以外の保存期間がある場合は、個別に入れて。

○森田副会長 特別に期間を決める場合にここに書いておく。

○齋藤総務部参事 そうですね、2週間とか、1か月とかというのがあった場合はここに1か月と書いて×を付ける、そういう運用ができるような形に、空欄を設けて。

○安達会長 本来空欄なんですか。

○齋藤総務部参事 本来空欄です、はい。規則に定めている様式は空欄が1個だけ設けてありまして、あと所管が1か月とか2週間とか。

○安達会長 そのケースに応じてここに数字を記入するという。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 そうすると、これは変更できるということですか。

○齋藤総務部参事 変更できるということです。ですので、どうしてもここがこの防犯カメラだけ2週間じゃ足りないよというなら、ここを1か月、要領を変えないといけないんですが、要領を変えてここを1か月にすると。

○安達会長 2週間というふうに決めてしまっていていいかどうかということですよ。

○齋藤総務部参事 そうです。もともとは個人情報保護のほうがやっぱり強めにできていて、2週間より長いと良くないのではないかなということで、2週間だ

と。

○島田委員 そうなんですね。名称も監視カメラから防犯カメラに変わってきましたよ。監視カメラ、監視されると、そういうことで、もともと保管期間は最小限でなければいけないなということで、きつめに決めた時代の遺物だと思っています。

○齋藤総務部参事 もし審議会、今回の案件とは別ですが、審議会の意見としては、2週間よりは防犯上は、例えば1か月ぐらいのほうがいいと。

○島田委員 ほかの委員さんのことはよく分かりません。大体金額的にも投資的に今幾らぐらいかな、1台30万円ぐらいするんじゃないかな。金額的には高いんだけど、2週間、1週間ぐらいであった場合、それで消去されるとなると、後から防犯で、捜査その他の面で、実用的にならないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですけども。

○森田副会長 とっておく必要性がどこまであるかは、やはりもうちょっと実証的に議論する必要があるんじゃないかと思うので、私は、現時点でこれを2週間を変えろという意見には、ちょっと賛成できないんですけども。

あともう一つは、これも聞こうと思っていたんだけど、防犯カメラのデータというのが、いわゆる顔識別型のカメラなのかどうかということによっても大分違ってくるんで。

○島田委員 何式ですか。

○森田副会長 顔識別。

○海原委員 前回の御説明では顔まで識別できるということでした。

○森田副会長 顔の識別機能があるのかどうかです。今新しくつけると大体そうになっているのかもしれませんが。だからそうするとデータの質が大分違ってくるので、やっぱりそういうものをあまり長く持つておくのがいいのかという議論が一方ではありますので、その辺との兼ね合いで決めていかないといけないと思いますので。現場の必要が、もっと取っというほうが実際上必要性があるのであればそんなにこだわらないんですけども、分からない段階で、2週間では短か過ぎるとも言えないとは思うんですけどね。

ちょっとその辺は今後の課題として、頭から2週間以上は駄目よというふうに関係を決めつけるというのは、私も問題だと思うんですけども、実証的な必要性

を見た上で、柔軟な対応をしていく問題かなと思いますので。

○島田委員 その辺はいろいろ実際の世の中の実態、データが出ておりますので、大体最初は2週間ぐらいだったんですよ。そうだったんですけども、それでは実用にならないということでこれが長くなって、現在は、学校は短いんですけども、その他の自治体等は30日がほとんどになっているはずですよ。1か月ですね。

○森田副会長 そのぐらひは確かにありかなという感じはしますが、その辺調べていただいて、一般的な運用から見て、どれぐらい必要かというような観点から議論をする必要があるかだと思いますので。

○安達会長 具体的に所管課のほうでどう判断されているか分からない段階ですので、ちょっとここでどれがいいというふうに決め難いですよ。

そもそも平成26年の審議会答申というのが根拠として挙げられていますけれども、審議会答申で防犯カメラは2週間というふうに決めたわけではないですよ。答申に書いてあって、それに従ったのかなという。だとすると、そこはもう少し柔軟に考える必要があるというようなことでしょうか。

○海原委員 例のトライアルの結果というのは、情報公開課のほうにフィードバックされているんですかね、運用も含めて。逗子海水浴場の防犯カメラの運用についての、トライアルの結果。当然、女性を盗撮するとかお酒飲んで違反行為するとか、そういうのが当然あったと思うんですよ。でも多分それは、そこまでは報告していないのかもしれませんが、そういうことを含めて何らかの報告というのはあったんですかね。

○齋藤総務部参事 捜査関係事項照会とか、そういったものがあれば来るんですが、それ以外のどういうトライアルの結果だというのは、多分ホームページには載っているので、それはこちらも見えておりますが。

○海原委員 普段モニターを見ている職員の方からは、何ら報告はないという。

○齋藤総務部参事 そうですね、そこはないです。

○安達会長 よろしいですか。

○齋藤総務部参事 では、要領に関しては、今の規定はおおむね14日を限度としてとなっておりますので、取りあえず14日を超えてはいけないということにはなっていないので、ちょっと要領はそのままの状態にしておきまして、ち

よっと運用をどのようにするかというのを、各所管の状況も見ながらと思っています。

○安達会長 よろしいでしょうか。

ちょっと1点細かいことなんですけれども、市立小・中学校の場合について、所管課が教育委員会教育総務課と記載されていますよね、登録簿のほうに。

○齋藤総務部参事 はい、そうです。

○安達会長 先ほどのその前のページの一覧のほうでは、所管課が子育て支援課となっていますけど、ちょっとこれずれていないでしょうか。

○栗原情報公開課副主幹 失礼しました、申し訳ありません。

○安達会長 どちらが正しいんですか。

○栗原情報公開課副主幹 子育て支援課ではなくて、教育総務課が正しいです。

○安達会長 そうすると、これも訂正ですか。

○栗原情報公開課副主幹 そうです、こちらの一番上が間違いです。

○齋藤総務部参事 一番上が教育総務課ですね。2行目、3行目が保育課ですね、申し訳ありません。

○望月委員 収集の時期、不定期と書いてるんですけど、不定期なんですか。何かこういう撮り方しているとかってあるんですか。防犯カメラはこういう表示なんですか。常時という意味は。

○栗原情報公開課副主幹 そうですね。

○安達会長 期間を定めていないという意味ですかね。

○齋藤総務部参事 特に期間は定まっていないという、そういう記載です。

○望月委員 実際の運用は24時間とかではない。登下校の時間だとか、何かそういう。

○齋藤総務部参事 24時間です。つけっぱなしです。

○森田副会長 定期に当たるのはどういう場合なんですか、逆に言うと。何年何月から何月までとか、そういう限定がある場合ですか。

○齋藤総務部参事 そうですね、期間の定めがある場合、定期というふうに。

○森田副会長 どうして不定期なのかな。ずっと撮っている場合は不定期ということになるわけですか。

○齋藤総務部参事 今まで防犯カメラの場合に、不定期というところにチェック

を入れて作っていたので。

○森田副会長 限定していないという意味で不定期ということなんですかね。ちょっと分かりにくいかもしれないですけどね。

○齋藤総務部参事 ちょっと分かりにくい、これも新年度から変わりますので、また新しい様式で御確認いただけると。

○安達会長 ほかに何かありますか。

よろしいですか。

では、本件については以上とさせていただきます。

では、その他事務局のほうからありますか。

○齋藤総務部参事 では、令和5年度の第1回の審議会を、今のところちょっと会議室の都合がございまして、8月か9月を予定しております。ちょっと先になりますが、日程をもし決められるようであれば、決めさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○安達会長 大分先ですけども、皆様。

○森田副会長 早く決めていただいたほうがありがたいです。

(次回日程の調整)

○安達会長 そうすると、私も大丈夫ですから、今回は8月29日火曜日の午前10時からとなります。

その他、何か事務局からございますか。

○齋藤総務部参事 以上になります。

○安達会長 では、審議案件は以上で終了となりましたので、これをもって本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午前11時25分閉会